

入居要件について（町営住宅共通）

要件

以下の入居の資格を満たしている方が対象となります。

入居の資格 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21号に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。

1 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が入居者の親族（婚姻の届けをしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ）又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。

2 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に依り、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を越えないこと。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の令に準じた金額を適用）

イ 次のいずれかに該当する場合 21万4000円

- ・その者又は同居する者に障がいのある者で規則に定める要件に該当する者がいること

- ・その者が60歳以上の者であり、かつ、同居する者が60歳以上又は18歳未満の者であること

- ・同居する者に中学校を卒業するまでの児童がいること

- ・その他日南町町営住宅の設置及び管理に関する条例に規定する者

ロ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項の規定による国の補助にかかるもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げるものである場合は、21万4000円

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合は、15万8千円

3 現に住宅に困窮していることが明らかな場合。

4 その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2. 選考方法

次の者から申込みがあった場合には、優先して入居権を与える。

- (1) 20歳未満の子と同居する配偶者のない者
- (2) 老人で規則で定める要件に該当するもの
- (3) 障がいのある者で規則で定める要件に該当するもの
- (4) 同居する者（親族に限る）に障がい者がいる者
- (5) 町長が定める用件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条各項の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者（配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。）配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設をいう。）に入所している者（当該施設に入所していた者を含む。）
- (7) 中学校を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者
- (8) 5人以上の世帯又は18歳未満の児童が3人以上の世帯を構成する者

上記の(1)から(8)に該当しない、その他の者については、入居資格を有する者のうちから入居の決定をする。但し、入居資格を有する者が公募する戸数を越える場合においては、抽選その他公正な方法により入居の決定をする。

3. 家賃等

別ページに記載の町営住宅及び県営住宅家賃（令和4年度）のとおりに
団地ごとに設定
世帯の収入区分により決定

4. 敷金

家賃の3か月分（入居前に納付）

5. 申込方法

日南町において交付する所定の書類に、添付書類を添えて提出すること。

- (1) 提出が必要なもの
 - ・町営住宅入居申込書
 - ・入居申込理由書
 - ・誓約書
 - ・住民票（入居者全員のもの）
 - ・課税証明書（入居者全員のもの）

- ・申請者の身分証明書の写し（健康保険証、運転免許証など）
- （２）本人もしくは同居者に該当者がいる場合、提出が必要なもの
- ・障害者手帳の写し
- ・在学証明書の写し
- ・身元引受書（同居人も含めて、６０歳以上の方のみ入居する場合）

※申込み多数の場合は抽選を行う

6. 入居決定日 申込み期限後に通知する。
7. 入居可能日 入居決定通知書に記載する。（募集する住宅は修繕等が必要なため、修繕等の状況により、ご希望の日に入居ができない場合があります。）
8. お問い合わせ先 〒６８９－５２９２
鳥取県日野郡日南町霞８００番地
日南町役場 建設課 上下水道室
（電話）０８５９－８２－１１１３